

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木マネジメント部まちづくり推進局建築課において閲覧できます。

平成二十七年四月三日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十六年四月十七日奈良県指令建第九二―二二七号

平成二十七年二月十七日奈良県指令建第九二―二二七―一号

平成二十七年三月十九日奈良県指令建第九二―二二七―二号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十七年三月二十五日建第八四一七号

公共施設に関する工事の検査済証 平成二十七年三月二十五日建第五〇五八号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

生駒郡平群町大字椿井二四二番一の一部、二四三番の一部、二五〇番一、二五一番、

二五三番一及び一八八二番

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

生駒郡平群町吉新一丁目一番一号

平群町長 岩崎万勉

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 生駒郡平群町大字椿井二四二番一、二五〇番一、二五一番、二五三番一及び

一八八二番の各一部

一 許可番号

平成二十六年四月二十五日奈良県指令建第九二―一三三三号

平成二十六年十二月十七日奈良県指令建第九二―一三三一―一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十七年三月二十六日建第八四一八号

公共施設に関する工事の検査済証 平成二十七年三月二十六日建第五〇五九号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

桜井市大字三輪元馬場方七〇一番五の一部、七〇一番六、七〇一番七、七〇三番三、七〇三番四の一部、七〇四番三、七〇五番三、七〇六番一、七〇六番二の一部、七〇七番一、七一一番一、七一二番一、七一二番二、七一二番四、七二三番一、七二三番二の一部、七二四番一の一部、七二五番一、七二六番三及び七二七番三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

檀原市光陽町二一五番地

株式会社南村組 代表取締役 南村清信

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 桜井市大字三輪元馬場方七〇一番七、七〇五番三、七〇六番一、七一一番一、七一二番一、七一二番四、七二三番一、七二三番二、七二五番一、七二六番三及び七二七番三の各一部

水路 桜井市大字三輪元馬場方七〇一番七、七二一番一、七二二番一、七二二番四、七二三番一、七二三番二及び七二五番一の各一部